

環境学習会補助員に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境学習会補助員の設置、登録等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の環境意識の啓発を目的に、主として市内の小学生を対象として開催する環境学習会及びその他の環境に係るイベント（以下「学習会等」という。）の円滑な運営を図るため、環境学習会補助員（以下「補助員」という。）を置く。

(活動内容)

第3条 補助員は、学習会等において、講師若しくは児童の活動、会場の準備又は片付け等に係る簡易な補助を行うものとする。

(登録資格)

第4条 補助員として登録することができる者は、環境問題及び教育活動に対して高い意識を持った者で、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 満18歳以上で八戸市近郊在住の者
- (2) 市の方針及び指示に従い活動できる者
- (3) 心身ともに健康である者

(登録方法)

第5条 補助員の登録を受けようとする者は、書面、電子メール又はFAXのいずれかの方法で登録申請書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の登録申請書を受理したときは、当該申請に係る申請者が前条の登録資格を満たしている場合は、補助員として登録するものとする。
- 3 市長は、補助員の登録を決定したときは、本人に対し、書面により登録済みの通知を行うものとする。

(登録期間)

第6条 補助員の登録期間は、前条第3項の規定による登録を決定した日から、当該決定日の属する年度の末日までとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、補助員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から登録辞退の申出があったとき。
- (2) 補助員としての適性に欠けると認められるとき。

2 補助員は、補助員の登録を辞退しようとするときは、書面により市長に届け出るものとする。

3 市長は、補助員の登録を取り消したときは、本人に対し、書面により通知するものとする。

(登録情報の保護)

第8条 市は、補助員に関する情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(学習会等への参加)

第9条 補助員は、市長の要請に基づき学習会等へ参加するものとする。

(情報漏えいの禁止)

第10条 補助員は、学習会等への参加により知り得た情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ市の許可を得たときは、この限りでない。

(謝礼)

第11条 市は、補助員が学習会等に参加したときは、1回につき1,000円の謝礼を支給するものとする。

(損害に対する補償)

第12条 補助員による当該活動については、当市が加入する八戸圏域住民活動保険を適用するものとし、当該活動中に発生した事故等による損害の補償の範囲は、当該保険から支払われる金額を限度とする。

(庶務)

第13条 補助員に関する庶務は、環境政策課において処理するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月4日から実施する。

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

この要領は、平成26年9月1日から実施する。

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

この要領は、令和5年4月24日から実施する。

この要領は、令和6年4月12日から実施する。